

審査基準及び標準処理期間

令和5年7月19日作成

法令等名	大阪府道路交通規則
根拠条項	第23条の3の6
処分の概要	特定小型原動機付自転車運転者講習等終了証書の再交付
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	大阪府道路交通規則 第23条の3の6（特定小型原動機付自転車運転者講習等）
審査基準	
標準処理期間	1日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	交通部交通総務課 自転車対策室指導第一係 交通部交通総務課 自転車対策室指導第二係 交通部運転免許課 講習第二係
問い合わせ先	交通部交通総務課 自転車対策室指導第一係 交通部交通総務課 自転車対策室指導第二係 （電話06-6943-1234 内線50551、50561）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。